特定子ども・子育て支援提供者 各位

高松市長 大西 秀人 (公印省略)

高松市施設等利用費請求書等の提出について (依頼)

平素より本市の教育・保育行政に御協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、施設等利用給付認定を受けた認定子どもが、特定子ども・子育て支援施設等を利用した 場合、保護者の方には、本市から施設等利用費をお支払いすることとなります。

償還払いの場合、請求書等の提出書類につきましては、保護者の方から市に提出していただくことが基本となりますが、提出書類の取りまとめに御協力いただける特定子ども・子育て支援提供者の方におかれましては、次の方法により御提出をお願いいたします。

なお、私立こども園、認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く。)在籍園のない児童に ついて、令和7年1月~3月分の提出を次の記載のとおり変更いたします。支払い予定日は従 前どおり6月末日頃です。

(旧) 提出月: 4月 (新) 提出月: 5月

保護者の方から提出方法等について問合せがありましたら、周知をお願いいたします。

1 提出

(1) 利用施設等が提出書類の取りまとめに御協力いただける場合

保護者の方から必要書類を集めて、市へ提出をお願いします。

(今回請求分は、令和7年1月から3月分の提供に係るもの)

※ 3か月分の全ての請求を1枚の請求書でまとめていただきます。

複数施設等を利用された方につきましては、貴施設以外の領収証等が添付されていますが、そのままお預かりください。

(2) (1)以外の場合

保護者の方から、直接、市へ提出するよう、御案内をお願いします。

2 提出書類

別添ファイルの「令和7年3月12日付け高松市施設等利用費請求書等の提出について(保護者宛)」の『1 提出書類』のとおり。

- ※ 特定子ども・子育て支援提供者の方に作成いただくのは「特定子ども・子育て支援に 係る提供証明書兼領収証」(ファミ・サポの場合は「活動報告書(子育て援助活動支援 事業添付書類)」)です。
- 3 提出期間

<u>令和7年5月1日(木)~5月30日(金)午後5時まで</u>

4 保護者への支払予定日

令和7年6月末頃

- ※ 事務処理の関係上、前後する場合がございます。
- 5 その他

今後の市への提出日等につきましては、提出月の前月末までに各施設等への通知により、 お知らせいたします。

6 提出先

 $\overline{7}$ 7 6 0 - 8 5 7 1

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所健康福祉局こども未来部こども保育教育課 電話 087-839-2358